

## 横浜市保育・教育質向上サポーター派遣認定要綱

制定 令和5年5月2日こ保支第370号（局長決裁）  
最近改正令和7年3月17日こ保支2858号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに幼稚園（以下、「保育・教育施設」という。）を対象とする横浜市保育・教育質向上サポーター事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第6条に基づき、園内における研修及び公開保育等を推進する地域人材としての保育・教育施設質向上サポーター（以下、「Yサポ」という。）に関する、認定、活動内容、報酬、その他必要な事項を定める。

### （資格要件）

第2条 Yサポは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) こども青少年局保育・教育施設向け職員等研修・研究における「往還型研修」を修了していること。
  - (2) 自園での園内研修、公開保育を自身が主となり実施した経験があること。
  - (3) 他施設の園内研修、公開保育等の支援を行う資質があると施設長が認めるもの。
- 2 前項のほか、横浜市内の保育・教育施設に従事している者であって、市長が適当と認めた者

### （提出書類）

第3条 Yサポの認定を受けようとする者は、次の号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）認定申請書（第1号様式）
- (2) 職務経歴書（第2号様式）
- (3) 施設長推薦書（第3号様式）
- (4) こども青少年局発行の研修受講修了証（横浜市こども青少年局保育・教育施設向け職員等研修・研究「往還型研修」）

### （認定）

第4条 市長は、前条の申込があったときは、提出書類等により、活動を遂行する能力を判定し、資格要件を満たしている場合に、Yサポとして認定する。

- 2 市長は、前項の規定により、Yサポとして認定したときは、申込者に対し、「Yサポ認定証（第8号様式）」を交付する。
- 3 Yサポの認定期間は、認定の日からYサポ認定解除の承認日までとする。
- 4 市長は、Yサポとして資格要件を満たしていなかったときは、その旨を申込者に対し、「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）認定申請結果通知書（第4号様式）」により通知する。

#### (活動内容)

第5条 Yサポは、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 実施要綱第3条により派遣を希望する保育・教育施設に、原則、1施設あたり3回訪問し、園内研修、公開保育等についての支援及び相談対応並びに、保育・教育施設の課題等を把握し、ファシリテート等による支持的・協働的な支援を行う。
  - (2) Yサポはこども青少年局が開催する研修会や連絡会等に参加し、継続した学びの機会を通して支援能力の向上を図る。
- 2 前項第1号に定める活動を行った場合、Yサポは、実施の翌月10日までに「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）訪問報告書（第5号様式）」及び「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）訪問確認記録（第6号様式）」をこども青少年局に提出しなければならない。

#### (身分証)

第6条 Yサポは、その活動の遂行に際しては、常に「Yサポ証（第7号様式）」を携帯し、訪問する保育・教育施設から求められた場合には、提示しなければならない。

- 2 Yサポ証は、他人に貸与してはならない。
- 3 Yサポ認定解除後は、遅滞なくYサポ証をこども青少年局に返却しなければならない。

#### (法令等の遵守)

第7条 Yサポは、その活動を遂行するにあたり、法令及び横浜市の定める条例、規則等に従わなければならない。

#### (秘密を守る義務)

第8条 Yサポは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、活動上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、認定解除後においても同様とする。

- 2 個人情報とは、横浜市個人情報の保護に関する条例第2条に定める「個人情報」、「要配慮個人情報」及び「保有個人情報」をいう。Yサポは「個人情報取扱特記事項」を遵守し、認定後速やかに個人情報取扱にかかる研修を受講し、「個人情報保護に関する誓約書」を提出しなければならない。

#### (認定の解除)

第9条 市長は、Yサポから認定解除の申し出があり認定を解除する場合、承認日よりYサポの認定を解除する。

- 2 前項の規定によりYサポが認定の解除を申し出する場合には、認定の解除を希望する日の1か月前までに「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）解除願（第9号様式）」を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定に関わらずYサポが次のいずれかに該当する場合には、「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）認定解除通知（第10号様式）」をもって認定を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、活動を履行しない場合

- (2) 心身の故障等により、長期に休養を要するために活動することに支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他法令等の順守や義務に違反し、又はYサポとしての活動に従事するものとしてふさわしくない非行があった場合

(報酬)

第10条 Yサポが在籍している保育・教育施設に対して、次のとおり報酬を支払うこととする。

- (1) 園内研修・公開保育等への派遣報酬
- (2) 連絡会への派遣報酬

2 前項の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支払)

第11条 報酬の支払対象期間は、月の初日から末日までとする。

2 報酬は、当月分の全額を翌々月の末日までに支払う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

別表（第10条）

報酬金額表

内 容	1回あたり
Yサボ訪問を希望する保育・教育施設等への派遣	24,000円
連絡会への派遣	16,000円

第1号様式（第3条第1項第1号）

(表)

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）認定申請書

ふりがな			
氏名			
在籍施設名			
生年月日		年齢	
昭和・平成 年 月 日生		歳	
在籍施設 住所	(〒 ) 電話 — —		
【志望理由】			
私は裏面の活動内容及び募集案内の記載内容について承諾し、申し込みます。			
_____年_____月_____日			
氏名 _____			

(裏)

活動内容	<p>(1) 保育・教育施設等への訪問 Yサポ訪問を希望する保育・教育施設等（こども青少年局による公募で決定）に訪問し、園の保育者の思いに寄り添い、お互いに学び合いながら、当該園の保育の質の向上に向けた取り組みを伴走支援します。 ※原則、1施設あたり3回</p> <p>(2) 連絡会への出席 こども青少年局が開催するYサポ連絡会（年2回予定）に出席します。当該連絡会においてYサポとして訪問した保育・教育施設等への支援・相談対応の内容について、Yサポ間で共有します。</p> <p>(3) 研修会への参加 こども青少年局が開催するYサポ研修会（年2回予定）に参加します。園内研修リーダー育成研修等講師からの助言を受け、活動の振り返りをすることで、ファシリテート等技術の向上を図ります。</p>
報告	Yサポ訪問を希望する保育・教育施設等（こども青少年局による公募で決定）に訪問した場合、翌月10日までに「横浜市保育・教育質向上サポート（Yサポ）訪問報告書（第5号様式）」、「横浜市保育・教育質向上サポート（Yサポ）訪問確認記録（第6号様式）」をこども青少年局に提出します。
法令順守	活動を遂行するにあたり、法令及び横浜市の定める条例、規則等に従わなければなりません。
秘密保持	活動上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはなりません。また、Yサポでなくなった後も、同様とします。

第2号様式（第3条第1項第2号）

## 職務経歴書

( 年 月 日現在)

ふりがな
氏名
年 月 日生
在籍施設住所（〒 一 ）

期 間	職 歴
～	
～	
～	
～	
～	
～	

年	月	免許・資格

第3号様式（第3条第1項第3号）

施設長推薦書

下記の者について、横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）の志願者として適任であるため、推薦します。

ふりがな		
氏名	性別 男・女	
在籍施設名		
在籍期間	年	月～現在
勤務状況		
園内研修実績	<input type="checkbox"/> 園内研修を企画したことがある (テーマ： ) <input type="checkbox"/> 園内研修でファシリテートをしたことがある <input type="checkbox"/> 園内研修を積極的に推進しようとしている	
公開保育実績	<input type="checkbox"/> 公開保育を企画したことがある (テーマ： ) <input type="checkbox"/> 公開保育を主となり実施したことがある <input type="checkbox"/> 他園の公開保育に参加したことがある	
推薦理由		
施設長 氏名		

第4号様式（第4条第4項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）認定申請結果通知書

年 月 日に申込のありましたYサポ認定について申請していただき誠にありがとうございました。

厳正なる審査の結果、残念ながら今回はYサポへの認定は見送りとなりましたので、御通知申し上げます。

担当：  
電話：

第5号様式（第5条第2項）

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサボ<sup>°</sup>）訪問報告書

記入者名 \_\_\_\_\_

訪問園		訪問者	
訪問日	年　　月　　日（　）	訪問回	回目
対象 クラス		園内研修 参加人数	

【次回訪問日】 年　　月　　日　　(　　回目)

第6号様式（第5条第2項）

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサボ）訪問確認記録

氏名：\_\_\_\_\_

施設名	訪問日		施設長（対応者）サイン
	1	月 日（　　）	
	2	月 日（　　）	
	3	月 日（　　）	

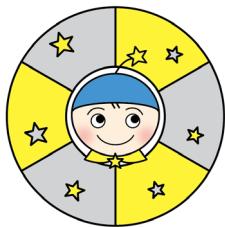
第7号様式（第6条第1項）

(表)

No.	
Yサポ証	
氏名 _____	
年 月 日発行	印
横浜市長	

(裏)

(注) 1 Yサポは、業務遂行に際しては常に本証を携帯し、請求のあったときには、提示してください。 2 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。 3 Yサポでなくなった際は速やかに返還してください。
--



# Yサポ認定証

殿

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）として  
認定します

年      月      日

横浜市長

公印

第9号様式（第9条第2項）

年　月　日

横浜市長

氏名\_\_\_\_\_

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）解除願

次の理由により、年　月　日をもってYサポの認定の解除を申し出ます。

(理由)

第 10 号様式（第 9 条第 3 項）

様

第 号  
年 月 日

横浜市長

横浜市保育・教育質向上サポーター（Y サポ<sup>®</sup>）認定解除通知書

次の理由により、 年 月 日をもって横浜市保育・教育質向上サポーター（Y サポ<sup>®</sup>）  
の認定の解除をします。

(理由)

- (1) 年 月 日の申し出により解除します。  
(2) 要綱第 9 条 3 項の規定により解除します。

担当：  
電話：